

RI法施行規則の改正に係る放射線管理サービスのご案内

2023年10月1日より放射線測定（RI法施行規則第20条）における信頼性の確保を目的に、施行規則が改正されます。東京ニュークリア・サービス（TNS）では本改正に伴う対応を承っております。

2023年10月1日施行

RI事業所ではRI法施行規則の改正に伴い、以下の対応が必要になります。

・放射線測定器の整備

外部被ばく線量の測定に使用する測定器は、ISO/IEC17025認定事業者による測定サービスを受けることとなります。

内部被ばく線量の測定、放射線施設退室時における汚染状況の測定、放射線施設における場所の測定に使用される測定器は、1年ごとに点検及び校正を組み合わせることで行われることとなります。

・放射線障害予防規程の改定

各測定に使用する測定器について、予防規程（下部規程を含む）に定める必要があります。改定した予防規程は法改正後30日以内に届出が必要となります。

1. 放射線測定器校正・点検の義務化に対応した校正サービス

TNSでは日本産業規格（JIS）に基づいた放射線測定器の校正サービスを承っております。

表面汚染計	GM管式サーベイメータ JIS:JIS Z4329-2004「放射性表面汚染サーベイメータ」の7.2.4に基づく機器効率試験を実施
空間線量計	NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ JIS:Z4511-2018に基づき実施

※外部被ばく線量参考用として着用されているポケット線量計の校正も実施可能です。

2. 法改正に伴う放射線障害予防規程の改定、作成サービス

TNSでは放射線障害予防規程の作成サービスを承っております。

RI管理の専門業者として、法律で定められた項目及び事業所様の使用方法等から最適な管理方法のご提案並びに放射線障害予防規程の作成を承っております。